太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

**■償却資産とは**

　償却資産とは、個人または会社で事業を営んでいる方が所有する、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（構築物、機械及び装置、運搬具、工具・器具及び備品など）です。（地方税法第３４１条第４号）

**■償却資産の申告について**

　毎年、１月１日現在において事業用資産を所有されている方は、資産の所有状況を毎年１月３１日までに役場に申告しなければなりません。（地方税法第３８３条）

　太陽光発電設備も下表のとおり申告の対象となる場合があります。

■**申告対象について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置者 | 10kw以上の太陽光発電設備（余剰・全量売電） | 10kw未満の太陽光発電設備 |
| 個人（住宅） | 家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電する場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備の**申告が必要です。** | 売電するための事業用資産とはならないため、償却資産の**申告は不要です。** |
| 個人（個人事業用） | 個人であっても事業用に供している資産については発電出力量や全量・余剰売電にかかわらず、償却資産として**申告が必要です。** |
| 法人 | 事業用に供している資産となるため、発電出力量や全量・余剰売電にかかわらず、償却資産として**申告が必要です。** |

**■課税対象となる償却資産について**

　太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力計など。

**■課税標準額の特例について**

　次の要件を全て満たす場合に、新たに固定資産税（償却資産）が課されることとなった年度から３年度分に限り、課税標準額となるべき価格が３分の２に軽減されます。

1. 経済産業省の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得した再生

可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備含む）であること。

1. 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が１０ｋｗ

以上であること。

1. 平成２４年５月２９日から平成２８年３月３１日までに取得された資産であること。

　　**注）**特例の適用を受ける場合は、申告書に次の書類を添付して提出してください。

　　　　◎経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し

　　　　◎「電力受給契約に関するお知らせ」の写し　　　　　　　　☆裏面へつづく☆

**■太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数及び償却率について**

　耐用年数：１７年　　償却率：0.127

**■課税標準額、税額の計算例について**

　太陽光発電設備（３０ｋｗ）を平成２７年１０月に１，０００万円で取得した場合。

※１年目の償却率は1/2になります。

　　　10,000,000円×〔1-(0.127×1/2)〕＝9,360,000円　←　平成２８年度評価額

　　 　9,360,000円×（1-0.127）　　　 ＝8,171,280円　←　平成２９年度評価額

　　 　8,171,280円×（1-0.127）　　　 ＝7,133,527円　←　平成３０年度評価額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 課税標準額の特例　適用あり評価額×2/3＝課税標準額課税標準額×1.6％＝税額 | 課税標準額の特例　適用なし評価額＝課税標準額課税標準額×1.6％＝税額 |
| 平成２８年度税額 | 9,360,000円×2/3＝6,240,000円6,240,000円×1.6％＝99,800円 | 9,360,000円×1.6％＝149,700円 |
| 平成２９年度税額 | 8,171,280円×2/3＝5,447,520円5,447,000円×1.6％＝87,100円 | 8,171,000円×1.6％＝130,700円 |
| 平成３０年度税額 | 7,133,527円×2/3＝4,755,684円4,755,000円×1.6％＝76,000円 | 7,133,000円×1.6％＝114,100円 |

　　※地方税法の改正により変更されることがあります。

**■償却資産種類別明細書の記載例について**

　平成２７年１０月に太陽光発電設備を取得した場合。

　種類：２と記入。（２：機械および装置）

　資産の名称：太陽光発電設備と記入。

　数量：数量を記入。

　取得年月日：取得年月日を記入。　例：４２７１０（４：平成）〔平成２７年１０月〕

　耐用年数：１７年と記入。

　取得価格：取得価格を記入。

　減価残存率：0.936と記入。

　本年度評価額：上記を参考に記入してください。

　特例適用率：課税標準額の特例の適用を受けられる場合は、2/3と記入してください。

　本年度課税標準額：上記を参考に記入してください。

～　不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。　～

○木城町役場　税務課　賦課係　電話：0983-32-4732